

(2) 市町村の変遷

(平成5年4月1日)

県
の
市
町
村
の
変
遷

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日		
静岡市	安倍郡 恩田村編入	昭 3. 10. 1	富士宮市	富士郡 大宮町及び富丘村合併し富士宮市を新設	昭 17. 6. 1		
	〃 安東村及び大里村を編入	〃 4. 3. 1		〃 富士根村と合併	〃 30. 4. 1		
	〃 賤機村を編入	〃 7. 4. 1		〃 北山村, 上野村, 上井出村及び白糸村を編入	〃 33. 4. 1		
	〃 千代田村, 大谷村, 久能村, 長田村及び麻機村を編入	〃 9. 10. 1					
	庵原郡 西奈村を編入	〃 23. 4. 10		伊東市	田方郡 伊東町及び小室村を合併し伊東市を新設	〃 22. 8. 10	
	安倍郡 美和村, 服織村, 中葉科村及び南葉科村を編入	〃 30. 6. 1			〃 宇佐美村, 対島村を編入	〃 30. 4. 1	
	清水市 大字中吉田, 平沢, 谷田の一部及び中之郷の一部を編入	〃 33. 4. 1		島田市	志太郡 島田町を島田市とする	〃 23. 1. 1	
	安倍郡 大河内村, 梅ヶ島村, 玉川村, 井川村, 清沢村, 大川村を編入	〃 44. 1. 1			〃 六合村, 大津村, 大長村及び伊久身村(境界変更後の区域)を編入	〃 30. 1. 1	
	浜松市	浜名郡 浜名町を浜松市とする		明 44. 7. 1	磐田市	磐原郡 下川根村大字笹間下のうち宇大森西向及び大平の区域を編入	〃 30. 4. 1
		〃 天神町村を編入		大 10. 4. 1		〃 初倉村を編入	〃 36. 6. 1
〃 曳馬町(曳馬村を曳馬町に昭 9. 2. 11)及び宮塚村を編入		昭 11. 2. 11	焼津市	志太郡 焼津村を焼津町とする		明 34. 6. 28	
〃 白脇村及び蒲村を編入		〃 14. 7. 1		〃 焼津町を焼津市とする		昭 26. 3. 1	
〃 五島村, 新津村及び河輪村を編入		〃 26. 3. 23		〃 豊田村を編入		〃 28. 11. 1	
〃 和田村, 長上村, 笠井町(同郡笠井町, 豊西村合併昭 26. 4. 1)及び中ノ町村を編入		〃 29. 3. 31		藤枝市 大字大覚寺上及び下を編入		〃 29. 3. 31	
〃 芳川村, 飯田村, 吉野村及び三方原村を編入		〃 29. 7. 1		志太郡 小川村, 東益津村, 大富村及び和田村を編入		〃 30. 1. 1	
引佐郡 都田村, 浜名郡神久呂村を編入		〃 30. 3. 31		〃 広幡村大字越後島を編入		〃 32. 4. 1	
浜名郡 湖東村大字東大山及び佐浜の一部並びに入野村を編入		〃 32. 3. 31		富士市		富士郡 加島村を富士町とする	〃 4. 8. 1
〃 額志村を編入		〃 32. 10. 1				富士町, 田子浦村及び岩松村合併し富士市を新設	〃 29. 3. 31
〃 湖東村を編入	〃 35. 10. 1	吉原市(合併吉原市昭 30. 2. 11)					
〃 篠原村を編入	〃 36. 6. 20	富士郡 鷹岡町, 富士市が合併し富士市を新設		〃 41. 11. 1			
〃 庄内村を編入	〃 40. 7. 1	掛川市	小笠郡 大池村を掛川町に編入	大 14. 8. 20			
〃 可美村を編入	平 3. 5. 1		〃 南郷村を掛川町に編入	昭 18. 4. 1			
沼津市	駿東郡 沼津町及び柳原村を廃し沼津市を新設	大 12. 7. 1	〃 上内田村を掛川町に編入	〃 25. 10. 10			
	〃 片浜村, 金岡村, 大岡村及び静浦村を編入	昭 19. 4. 1	〃 掛川町, 西山口村, 栗本村及び西南郷村合併し掛川町を設置	〃 26. 4. 1			
清水市	〃 愛鷹村(同郡愛鷹村を愛鷹村に改称昭 10. 8. 1)大平村, 田方郡内浦村, 西浦村を編入	〃 30. 4. 1	〃 曾我村及び東山口村を編入し掛川市を新設	〃 29. 3. 31			
	〃 原町を編入	〃 43. 4. 1	〃 日坂村, 東山村を編入	〃 30. 4. 1			
	安倍郡 入江町(庵原郡江尻町, 入江町合併大 13. 1. 31)清水町, 不二見村及び三保村合併し清水市を新設	大 13. 2. 11	〃 北小笠村(同郡榎木村)(和田岡村合併新設昭 29. 3. 31), 原田村, 原谷村を編入	〃 32. 3. 31			
	庵原郡 飯田村を編入	昭 29. 2. 11	〃 三笠村大字萩間, 居尻, 黒保, 炭焼を編入	〃 32. 3. 31			
	〃 高部村を編入	〃 29. 4. 1	榛原郡 金谷町大字佐夜鹿字行田の一部の区域を編入	〃 32. 8. 1			
安倍郡 有度村を編入	〃 30. 4. 1	小笠郡 三笠村を編入	〃 35. 10. 1				
熱海市	庵原郡 興津町, 小島村, 西河内村, 庵原村及び袖師町を編入	〃 36. 6. 29					
	田方郡 熱海町及び多賀村を廃し熱海市を新設	〃 12. 4. 10					
三島市	〃 網代町(同郡網代村を網代町に改称大 13. 6. 1)を編入	〃 32. 4. 1					
	田方郡 北上村を三島町に編入	〃 10. 4. 1					
	〃 三島町及び錦田村合併し三島市を新設	〃 16. 4. 29					
	〃 中郷村を編入	〃 29. 3. 31					

注) 明治 22 年の市制・町村制施行時を基準として, それ以降の合併について記載。 資料 市町村課

(2) 市町村の

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日
藤枝市	志太郡 藤枝町及び西益津村を合併し藤枝町を設置	昭 29. 1. 1	河津町	賀茂郡 上河津村、下河津村を合併し河津町を新設	昭 33. 9. 1
	〃 藤枝町、青島町(同郡青島村を青島町に大 11. 1. 1)葉梨村、高州村、大州村及び稲葉村を合併し藤枝市を新設	〃 29. 3. 31	南伊豆町	〃 南中村、南上村、三坂村、三浜村、竹麻村及び南崎村を合併し南伊豆町を新設	〃 30. 7. 31
	〃 瀬戸谷村を編入	〃 30. 2. 25	松崎町	〃 松崎村を松崎町とする	明 34. 3. 15
	〃 広幡村(境界変更後の区域)を編入	〃 32. 4. 1	〃 中川村を編入	〃 中川村を編入	昭 30. 3. 31
御殿場市	駿東郡 御厨町を御殿場町とする	大 3. 8. 1	〃 岩科村を編入	〃 31. 6. 1	
	〃 御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村及び印野村を合併し御殿場市を新設	昭 30. 2. 11	西伊豆町	〃 仁科村及び田子村を合併し西伊豆町を新設	〃 31. 3. 31
	〃 高根村を編入	〃 31. 1. 1	賀茂村	〃 宇久須村及び安良里村を合併し賀茂村を新設	〃 31. 9. 30
	〃 小山町大字古沢の区域を編入	〃 32. 9. 1	田方郡		
袋井市	磐田郡 山名町を袋井町とする	明 42. 1. 1	伊豆長岡町	田方郡 川西村を伊豆長岡町とする	〃 9. 11. 3
	〃 笠西村を袋井町に編入	昭 3. 12. 15	〃 江間村を編入	〃 江間村を編入	〃 29. 3. 31
	〃 袋井町及び周智郡久努西村を合併し袋井町を設置	〃 23. 9. 1	修善寺町	〃 修善寺村を修善寺町とする	大 13. 8. 31
	〃 久努村を袋井町に編入	〃 27. 10. 10	〃 下狩野村を編入	〃 下狩野村を編入	昭 31. 9. 30
	〃 今井村を袋井町に編入	〃 29. 11. 3	〃 北狩野村字牧之郷、柏久保年川の一部、大野の一部を編入	〃 北狩野村字牧之郷、柏久保年川の一部、大野の一部を編入	〃 34. 4. 10
	〃 三川村を袋井町に編入	〃 30. 3. 31	土肥町	〃 土肥村を土肥町とする	〃 13. 4. 1
	〃 田原村大字新池松袋井及び彦島(役場所在地を除く)の区域を袋井町に編入	〃 31. 9. 1	〃 西豆村を編入	〃 西豆村を編入	〃 31. 9. 30
	小笠原郡 笠原村(境界変更後の区域)を袋井町に編入	〃 31. 9. 30	函南町	〃 函南村を函南町とする	〃 38. 4. 1
	磐田郡 袋井町を袋井市とする	〃 33. 11. 3	垂山町	〃 垂山村を垂山町とする	〃 37. 4. 1
	周智郡 山梨町(字刈村を編入昭 30. 3. 31)を袋井市に編入	〃 38. 1. 1	大仁町	〃 田中村を大仁町とする	〃 15. 12. 10
天竜市	磐田郡 熊村、上阿多古村、下阿多古村、二俣町、光明村及び竜川村を合併し二俣町を新設	〃 31. 9. 30	〃 北狩野村大字下畑、田原野、浮橋、大野の一部を編入	〃 34. 4. 10	
	〃 二俣町を天竜市とする	〃 33. 11. 3	天城湯ヶ島町	〃 中狩野村及び上狩野村を合併し天城湯ヶ島町を新設	〃 35. 11. 1
			中伊豆町	〃 上大見村、中大見村、下大見村を合併し中伊豆町を新設	〃 33. 1. 1
浜北市	浜名郡 竜池村を北浜村に編入	〃 26. 4. 1	駿東郡 清水町	駿東郡 清水村を清水町とする	〃 38. 11. 3
	〃 北浜村、浜名町(同郡小野口村を浜名町とする昭 26. 11. 3)中瀬村、赤佐村及び引佐郡龜玉村を合併し浜北町を新設	〃 31. 4. 1	〃 長泉村を長泉町とする	〃 35. 4. 1	
	〃 浜北町を浜北市にする	〃 38. 7. 1	〃 六合村及び菅沼村を合併し小山町を新設	大元. 8. 1	
下田市	賀茂郡 下田町、稻生沢村、稻梓村、浜崎村、朝日村及び白浜村を合併し下田町を新設	〃 30. 3. 31	〃 足柄村を編入	昭 30. 4. 1	
	〃 下田町を下田市とする	〃 46. 1. 1	〃 北郷村を編入	〃 31. 8. 1	
			〃 須走村を編入	〃 31. 9. 30	
裾野市	駿東郡 小泉村、泉村を合併し裾野町を新設	〃 27. 4. 1	富士郡	富士郡 芝富村及び庵原郡内房村を合併し富士郡富原村を新設	〃 31. 9. 30
	〃 深良村を編入	〃 31. 9. 30	〃 富原村及び袖野村を合併し芝川町を新設	〃 32. 3. 31	
	〃 富岡村及び須山村を編入	〃 32. 9. 1	庵原郡	庵原郡 富士川村を富士川町とする	明 34. 1. 25
	〃 裾野町を裾野市とする	〃 46. 1. 1	〃 松野村を編入	昭 32. 4. 1	
湖西市	浜名郡 白須賀町、鷲津町(同郡吉津村を鷲津町とする昭 4. 4. 1)新所村、入出村及び知波田村を合併し湖西町を新設	〃 30. 4. 1	志太郡	志太郡 岡部町及び朝比奈村を合併し岡部町を新設	〃 30. 3. 31
	〃 湖西町を湖西市とする	〃 47. 1. 1	大井川町	〃 吉永村、相川村及び静浜村を合併し大井川町を新設	〃 30. 3. 31
賀茂郡 東伊豆町	賀茂郡 稻取村を稻取町とする	大 9. 12. 1			
	〃 城東村及び稻取町を合併し東伊豆町を新設	昭 34. 5. 3			

注) 戸田村・蒲原町・由比町は、明治 22 年以前の合併のため除く。

資料 市町村課

変遷(つづき)

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日
榛原郡 御前崎町	榛原郡 御前崎村及び白羽村を合併し御前崎町を新設	昭30. 3. 31	周智郡 森町	周智郡, 天方村, 森町, 一宮村, 園田村及び飯田村を合併し森町とする 小笠郡 原泉村大字炭焼の一部を編入 周智郡 三倉村を編入	昭30. 4. 1 * 31. 9. 30 * 31. 9. 30
相良町	* 昔山村を編入 * 萩間村及び地頭方村を編入	* 26. 4. 1 * 30. 4. 1		* 犬居町(同郡犬居村を犬居町とする昭3. 11. 15)及び熊切村を合併し春野町を新設 * 気多村を編入	* 31. 9. 30 * 32. 8. 1
榛原町	* 川崎町, 勝間田村, 坂部村を合併し榛原町を新設 * 相良町大字白井のうち追廻及び大久保原(いずれも通称)の区域を編入	* 30. 3. 28 * 30. 11. 1	磐田郡 浅羽町	磐田郡, 幸浦村, 東浅羽村, 西浅羽村及び上浅羽村を合併し浅羽村を新設 * 浅羽村を浅羽町とする	* 30. 3. 31 * 31. 10. 1
吉田町	* 吉田村を吉田町とする	* 24. 7. 1	福田町	* 福島村を福田町とする * 南御厨村大字南島, 小島及び蛙池の区域を編入 * 豊浜村を編入 * 於保村(境界変更後の区域)を編入	大15. 10. 31 昭30. 1. 1 * 30. 3. 31 * 32. 9. 1
金谷町	* 榛原町大字切山の一部及び大字牧之原の一部を編入 * 初倉村湯日及び牧之原の一部を編入 掛川市 大字佐夜鹿の一部の区域を編入 榛原郡 五和村を編入	* 31. 11. 1 * 32. 4. 1 * 32. 8. 1 * 32. 10. 1	竜洋町	* 掛塚町(掛塚村を掛塚町に明29. 6. 29)袖浦村及び十束村を合併し竜洋町を新設	* 30. 4. 1
川根町	志太郡 伊久身村大字世間渡及び大字身成のうち字堀之内北, 一色, 原, 八坂, 度島, 久奈平を下川根村に編入 * 笹間村を下川根村に編入 榛原郡 下川根村を川根町とする	* 30. 1. 1 * 30. 2. 26 * 30. 4. 1	豊田町	* 富岡村及び井通村を合併し豊田村を新設 * 池田村及び竜洋町大字上本郷下本郷, 赤池及び仁兵衛新田を編入 * 豊田村を豊田町とする	* 30. 3. 31 * 30. 4. 15 * 48. 1. 1
中川根町	志太郡 徳山村を榛原郡中川根村に編入 榛原郡 本川根町大字藤川の一部を編入 * 中川根村を中川根町とする	* 31. 9. 30 * 32. 3. 31 * 37. 4. 1	豊岡村	* 広瀬村, 野部村及び敷地村を合併し豊岡村を新設	* 30. 4. 1
本川根町	* 上川根村, 志太郡東川根村を合併し本川根町を新設	* 31. 9. 30	龍山村	* 竜川村大字大嶺, 戸倉, 山香村大字瀬尻, 下平山を分割し龍山村を新設	明34. 11. 1
小笠郡 大須賀町	小笠郡 大須賀村を横須賀町とする 横須賀町及び大洲村合併し大須賀町を新設 * 笠原村大字山崎の一部を編入 磐田郡 袋井町大字山崎の一部を編入	大3. 5. 1 昭31. 6. 1 * 31. 9. 30 * 32. 3. 31	佐久間町	* 浦川町(浦川村を浦川町とする昭11. 11. 3)佐久間村, 山香村及び城西村(周智郡より磐田郡に昭26. 7. 1)を合併し佐久間町を新設	昭31. 9. 30
浜岡町	小笠郡 池新田町(同郡池新田村を池新田町に昭15. 11. 11)比木村, 朝比奈村, 新野村及び佐倉村を合併し浜岡町を新設	* 30. 3. 31	水窪町	周智郡 奥山村を水窪町とする * 水窪町を磐田郡に編入	大14. 5. 10 昭26. 7. 1
小笠町	* 小笠村(同郡川野村, 相草村合併昭15. 11. 1)南山村及び平田村を合併し小笠町を新設 * 城東村通称大石部落を編入	* 29. 3. 31 * 32. 9. 1	浜名郡 新居町	* 中之郷村を編入	明38. 3. 31
菊川町	* 堀之内町(同郡西方村を堀之内町に大12. 1. 1)六郷村, 横地村, 加茂村及び内田村(同郡中内田村, 下内田村を昭17. 6. 1)合併し菊川町を新設 * 河城町を編入 * 小笠町通称朝草原部落を編入	* 29. 1. 1 * 30. 3. 1 * 32. 10. 1	雄略町	雄略村を雄略町とする	* 14. 2. 11
大東町	* 城東村(小笠郡土方村, 佐東村合併昭30. 1. 1, 中村を城東村に編入昭31. 9. 30)大浜町(小笠郡大坂村, 千浜村合併昭31. 8. 1)を合併し大東町を新設	* 48. 4. 1	引佐郡 細江町	引佐郡 気賀町及び中川村合併し細江町を新設	昭30. 4. 1
			引佐町	* 金指町及び井伊谷村を合併し引佐町を新設 * 奥山村, 伊平村, 鎮玉村を編入	* 28. 4. 1 * 30. 5. 1
			三ヶ日町	* 西浜名村を三ヶ日町とする * 東浜名村を編入	大11. 5. 1 昭30. 3. 31

注) 舞阪町は, 明治22年以前の合併のため除く。